

【検診機関用】子宮がん検診のためのチェックリスト

	実施検診 機関数	
	H22	H23
1. 細胞診の精度管理		
(1) 検体が適正でないと判断される場合には再検査を行う。	3	3
(2) 検体が不適正であった場合はその原因等を検討し対策を構じているか	3	3
(3) 検体の顕微鏡検査は二重チェック(複数の者による検査)が行われているか(※)	3	3
(4) 日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行っているか	3	3
(5) がん発見例について過去の細胞所見の見直しを行っているか	3	3

※ 日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

調査実施機関

(財)長野県健康づくり事業団、(財)中部公衆医学研究所、長野県厚生農業協同組合連合会